

北海道PCB廃棄物処理施設設置工事(増設)の競争参加資格(予定)について

北海道PCB廃棄物処理施設設置工事(増設)は、次に掲げる工事範囲とし、下記の競争参加資格とすることを予定しています。

- ① PCB廃棄物処理プラント及びその付帯設備の設置工事、建築物（基礎を含む。）及びその付帯設備の建築工事並びに外構工事等に係る設計
- ② PCB廃棄物処理プラント及びその付帯設備の設置工事並びに建築物及びその付帯設備の建築工事の施工
- ③ 敷地内に整備されるPCB廃棄物処理施設に係る工事全体の統括業務

記

競争参加資格(予定)

競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書」という。）の提出期限において、次の(1)に掲げる条件を全て満たしている者を代表者とし、かつ(2)の構成要件を満たしている異工種の者により結成された特定建設工事共同企業体（以下「異工種JV」という。）、又は(1)及び(2)の条件を全て満たしている単体企業（以下「単体有資格者」という。）であること。ただし、異工種JVの代表者又は単体有資格者が(2)①(ロ)から(ホ)に掲げる構成員の要件を満足する全ての者若しくは一部の者を使用することができ、これにより当該構成員の要件を満足するものも可とする。

(1) 異工種JVの代表者の条件

- ① 日本環境安全事業株式会社工事等請負業者選定要領（平成16年日本環境安全事業株式会社達第13号。以下「選定要領」という。）第2条第1項各号の規定に該当しない者であること。
- ② 日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）から一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、JESCOが別に定める手続に基づき再認定を受けていること。）。
- ③ 平成20年4月1日付けで改正された建設業法（昭和24年法律第100号）に定める経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）において「機械器具設置工事」の総合評定値が1000点以上である者、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく施設設置許可を受けたPCB廃棄物処理施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物が処理できないものを除く。）のうちPCB廃棄物の処理に直接必要な設備の設計及び施工を行った実績（施工中のものを含む。）を有する者であること。

- ④会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、J E S C Oから、日本環境安全事業株式会社指名停止措置要領（平成 16 年日本環境安全事業株式会社達第 14 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥次の条件をすべて満たす総合エンジニアリング企業であること。

(イ) 平成 12 年度以降に、元請又は J V の代表者として受注した工事で、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和 31 年法律第 72 号）」に基づいて指定された積雪地域あるいは寒冷地域又は同等の気象条件と認められる外国での地域において次のいずれかの要件を満たす工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること。

[同種工事] 廃棄物処理法に基づく施設設置許可を受けた P C B 廃棄物処理施設設置工事

[類似工事] 公共事業又は P F I 事業として発注された日当たり処理量 100 t 以上のごみ処理施設（焼却施設に限る。）設置工事（工事が完了しているものに限る。）

(ロ) 廃棄物処理施設の設計・施工及び運転管理に実績を有すること。（運転管理実績については、当該施設に対する運転管理実績を持つ子会社と資本又は人事面において関連があり責任体制を確保していると認められる者を含む。）

(ハ) P C B 廃棄物処理施設又はこれに類似した化学プラントの設計・施工及び運転指導に実績を有すること。

⑦次の基準をすべて満たす総括責任技術者を本工事の設計業務に配置できること。

(イ) 平成 12 年度以降に、⑥の(イ)に掲げる同種又は類似工事のプラント設計 経験を有し、設計者として 10 年以上の経験を有する者であること。

(ロ) 廃棄物処理法に基づく施設設置許可申請手続の経験のある者であること。

⑧次の基準をすべて満たす監理技術者を本工事の施工業務に専任で配置できること。

(イ) 平成 12 年度以降に、⑥の(イ)に掲げる同種又は類似工事の監理経験を有する者であること。

(ロ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑨本工事の競争に参加する他の異工種 J V の代表者又は単体有資格者でないこと。

(2) 異工種 J V の構成要件

①異工種 J V は、次の条件を満たす者により構成するものとする。ただし、他の構成員が満たさなければならない条件を満たす構成員が、当該他の構成員の役割を兼ねることができるものとする。

(イ) 上記(1)の条件を満たす代表者

(ロ) P C B 汚染物等の処理については、所要の性能を発揮できることが公平・公正性が確保された第三者により確認されている処理方式（当該処理方式を改良したものを含む。）であって、かつ廃棄物処理法において基準化されている処理方式（以下「認定処理方式」という。）による分解処理技術の保有者。

- (ハ) 前処理等に洗浄、分離等の方式を採用する場合には、認定処理方式による技術の保有者。
- (ニ) J E S C Oから一般競争（指名競争）参加資格のうち「建築関係建設コンサルタント」の認定を受けた者であって一級建築士事務所の登録をしている者であり、かつ平成 12 年度以降に⑥の(イ)に掲げる同種又は類似工事に係る建築物（公共事業又は P F I 事業として発注されたものに限る。）の設計実績（設計共同体又は下請けとしての実績を含む。）を有する者。
- (ホ) J E S C Oから一般競争（指名競争）参加資格のうち「建築工事」の認定を受けている者であって、経営事項審査において「建築工事」の総合評定値が、1250 点以上である建築業者を含んでいること。この建築工事を分担する構成員は 1 者に限るものとするが、3 社以内からなる 1250 点以上の建築業者で構成される特定建設工事共同企業体で参加することもできる。
- ただし、この建築工事有資格者は、平成 12 年度以降に⑥の(イ)に掲げる同種又は類似工事に係る建築物の建設工事（公共事業）の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての工事实績を含む。
- ②①の(ロ)及び(ハ)の構成員にあつては、選定要領第 2 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）の規定に該当しない者であり、かつ(1)の④及び⑤に規定する条件を満たす者でなければならない。
- ③①の(ニ)及び(ホ)の構成員にあつては、(1)の①、②、④及び⑤に規定する条件を満たす者でなければならない。